

## 消費料金に関する訴訟最終確認のお知らせ

令和4年2月18日

管理番号 (ほ) 第 292号

この度ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社に対して未納料又は、契約不履行による民事訴訟として裁判を執り行なう為に訴訟提起された事を報告致します。

当該会社、訴訟内容につきましては担当職員に管理番号をお伝え下さい。当センターは訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願いしております。

尚、再三にわたる呼び出しに応じないで裁判を放置していた方が執行官立会いのもと、給料や財産を差押さえられる事例がありますので十分ご注意ください。

※ 至急連絡をください。このままご連絡無き場合は裁判の日程を決定する執行が執り行われます。

コロナウィルス感染症対策のため至急連絡をください。

(土・日を除く) 9:00~16:30

(祭日対応) 9:00~12:00

相談窓口 03-3525-

〒140-0002 東京都品川区東品川

独立行政法人 消費者相談管理センター